

看護関連施設基準に関する講演（説明）

～経過措置終了に伴う再届出について～

令和6年11月29日

厚生労働省 北海道厚生局医療課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

経過措置終了に伴う再届出①

概要

- 2年毎に実施される診療報酬改定においては、改定の度に「新たに創設された施設基準（新設）」や「届出直しが必要な施設基準（要件変更）」が設けられます。

このうち、引き続き、当該施設基準に係る診療報酬を算定をするにあたって、「届出直しが必要な施設基準（要件変更）」については、経過措置が設けられることがあり、経過措置期間に要件変更後の施設基準を満たしたうえで、再度、届出直しを行っていただく必要があります。

※取扱い通知：基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（令和6年3月5日保医発0305第5号）

特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（令和6年3月5日保医発0305第6号）

令和6年度診療報酬改定における周知等の取組

- 保険局医療課から事務連絡（「施設基準届出チェックリストの送付について（令和6年3月25日）」）が発出されており、経過措置（終了）に伴う再届出が必要な施設基準が周知されています。
- また、届出期限月（〆切日）毎に保険局医療課から事務連絡が発出されており、経過措置（終了）に伴う再届出が必要な施設基準と様式が周知されています。

■ しかしながら、経過措置（終了）に伴う再届出を失念する保険医療機関等が改定の度に散見されるところです。

■ 「取扱い通知」や「チェックリスト」等をご確認いただき、適切な届出・運用をお願いいたします。

経過措置終了に伴う再届出②

具体的なケース（令和6年9月30日までの経過措置の施設基準）

- 令和6年度診療報酬改定により、一般病棟入院基本料（急性期一般入院料6を除く、地域一般入院基本料、特別入院基本料を除く。）の重症度、医療・看護必要度の基準に経過措置（令和6年9月30日まで）が設けられ、当該施設基準については、10月1日以降も算定するに当たって、届出直しが必要とされたところ。
- また、保険局医療課からの事務連絡（令和6年9月13日）により、届出期限が10月1日から10月15日へ延長された。

再届出を失念した場合（実際にあったケース）

- 遡って10月1日から特別入院基本料の算定となります。
- 特別入院基本料では算定できない入院基本料等加算も併せて算定不可となります。
- そのため、元の区分を算定するための届出は、一般病棟入院基本料だけでなく、加算も含めて算定できなくなります。

例) 急性期一般入院料1、急性期看護補助体制加算50対1を100床で届け出てしていた場合

【本来算定できる点数】 急性期一般入院料1 : 1,688点 + 急性期看護補助体制加算50対1 : 200点 = 1,888点

【再届出を失念した場合の点数】 特別入院基本料 : 612点 = 612点

よって、1ヶ月あたりで、本来算定できた点数との差額は $1,276\text{点/日} \cdot \text{人} \times 100\text{名} \times 30\text{日間} \times 10\text{円} = 38,280,000\text{円}$ となる。

- 入院基本料等（令和6年9月30日までの経過措置）のうち、再届出の失念は、以下のとおり。

・ 一般病棟入院基本料で4件/205件（2.0%） ・ 地域包括ケア病棟入院料で6件/137件（4.4%）

経過措置終了に伴う再届出③

感染対策向上加算 1～3に係る経過措置の再届出

■令和6年度診療報酬改定により、令和6年12月31日までの間に限り、以下の要件については、経過措置が設けられています。

・感染対策向上加算 1、2

「感染症法第38条の第2項の規定に基づき都道府県知事の指定を受けている第一種協定指定医療機関であること。」

・感染対策向上加算 3

「感染症法第38条の第2項の規定に基づき都道府県知事の指定を受けている第一種協定指定医療機関又は同項の規定に基づき都道府県知事の指定を受けている第二種協定指定医療機関若しくは第36条の3第1項に規定する医療措置協定に基づく措置を講ずる医療機関に限る。」

■再届出の対象となる保険医療機関は約250機関あります。

■再届出の期限については、今後、保険局医療課から発出される事務連絡で示されることとなりますので、必ず、ご確認をお願いいたします。→現時点のルールでは、再届出の期限は令和7年1月6日（月）（必着）となりますが、当該事務連絡により、令和7年1月中旬（必着）に届出期限が延期されると思われます。

■なお、再届出時に提出が必要となる様式についても、当該事務連絡で示されることとなりますので、併せて、ご確認をお願いいたします。

経過措置終了に伴う再届出④

令和6年度診療報酬改定に係る施設基準届出チェックリストの送付について

(令和6年3月25日事務連絡)

参考

【病院用】施設基準届出チェックリスト(令和6年度診療報酬改定)

更新日 令和6年6月5日

このチェックリストは、**更新日**時点のものです。今後、厚生労働省の通知の訂正などに伴い変更される場合があります。届出時に変更がないかどうか、改めてご確認をお願いします。

新たに創設された施設基準（新設）及び届出直しが必要な施設基準（要件変更）について

下記の施設基準を算定するためには、各施設基準ごとに要件を満たした上で「**届出期限**」**必着**で届出ください。

各届出様式については所管の**各地方厚生(支)局HPを参照**ください(**当該チェックリストを各地方厚生(支)局に提出しても施設基準を届出したことにはなりません**)。

項番	届出期限	区分	チェック欄			施設基準	チェック欄	
			新設 要件変 更	届出対象	整理番号		届出状況	備考
1	令和6年6月3日	基本診療料	新設	<input type="checkbox"/>	1-7	医療DX推進体制整備加算	<input type="checkbox"/>	
2	令和6年6月3日	基本診療料	新設	<input type="checkbox"/>	1-8	看護師等遠隔診療補助加算	<input type="checkbox"/>	
3	令和6年6月3日	基本診療料	新設	<input type="checkbox"/>	1-19	歯科外来診療感染対策加算2	<input type="checkbox"/>	
4	令和6年6月3日	基本診療料	新設	<input type="checkbox"/>	1-21	歯科外来診療感染対策加算4	<input type="checkbox"/>	
5	令和6年6月3日	基本診療料	新設	<input type="checkbox"/>	1-23	初診料(歯科)の注16及び再診料(歯科)の注12に掲げる基準	<input type="checkbox"/>	
6	令和6年6月3日	基本診療料	新設	<input type="checkbox"/>	1-25	療養病棟入院基本料の注11に規定する経腸栄養管理加算	<input type="checkbox"/>	
7	令和6年6月3日	基本診療料	新設	<input type="checkbox"/>	1-25	療養病棟入院基本料の注13に規定する看護補助体制充実加算1及び2	<input type="checkbox"/>	
8	令和6年6月3日	基本診療料	新設	<input type="checkbox"/>	1-30	障害者施設等入院基本料の注10に規定する看護補助体制充実加算1及び2	<input type="checkbox"/>	
9	令和6年6月3日	基本診療料	新設	<input type="checkbox"/>	1-38	急性期充実体制加算1	<input type="checkbox"/>	
10	令和6年6月3日	基本診療料	新設	<input type="checkbox"/>	1-39	急性期充実体制加算2	<input type="checkbox"/>	
11	令和6年6月3日	基本診療料	新設	<input type="checkbox"/>	1-38	急性期充実体制加算1の注2に規定する小児・周産期・精神科充実体制加算	<input type="checkbox"/>	
12	令和6年6月3日	基本診療料	新設	<input type="checkbox"/>	1-39	急性期充実体制加算2の注2に規定する小児・周産期・精神科充実体制加算	<input type="checkbox"/>	
13	令和6年6月3日	基本診療料	新設	<input type="checkbox"/>	1-42	診療録管理体制加算1	<input type="checkbox"/>	
14	令和6年6月3日	基本診療料	新設	<input type="checkbox"/>	1-47	急性期看護補助体制加算の注4に規定する看護補助体制充実加算1	<input type="checkbox"/>	
15	令和6年6月3日	基本診療料	新設	<input type="checkbox"/>	1-51	看護補助加算の注4に規定する看護補助体制充実加算1	<input type="checkbox"/>	
16	令和6年6月3日	基本診療料	新設	<input type="checkbox"/>	1-66	小児緩和ケア診療加算	<input type="checkbox"/>	
17	令和6年6月3日	基本診療料	新設	<input type="checkbox"/>	1-74	リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算	<input type="checkbox"/>	
18	令和6年6月3日	基本診療料	新設	<input type="checkbox"/>	1-78	感染対策向上加算1の注5に規定する抗菌薬適正使用体制加算	<input type="checkbox"/>	
19	令和6年6月3日	基本診療料	新設	<input type="checkbox"/>	1-79	感染対策向上加算2の注5に規定する抗菌薬適正使用体制加算	<input type="checkbox"/>	
20	令和6年6月3日	基本診療料	新設	<input type="checkbox"/>	1-80	感染対策向上加算3の注5に規定する抗菌薬適正使用体制加算	<input type="checkbox"/>	

経過措置終了に伴う再届出⑤

令和6年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準の取扱いについて (令和6年9月13日事務連絡)

参考

事務連絡
令和6年9月13日

地方厚生(支)局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

令和6年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準の取扱いについて

基本診療料及び特掲診療料等の施設基準並びにその届出に関する手続きについては、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和6年3月5日保医発0305第5号)、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和6年3月5日保医発0305第6号)及び「訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」(令和6年3月5日保医発0305第7号)により示しているところであるが、当該通知の第4表1及び表2に掲げる項目であって、その項目を令和6年10月1日以降も引き続き算定する場合に届出が必要とされているもの等について別紙のとおり取りまとめたので、届出漏れ等が生じないように、その取扱いについて遺漏なきようご対応をお願いしたい。

また、別紙の届出対象について、令和6年10月15日までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月1日に遡って算定することができるものとするので、併せてご対応をお願いしたい。